

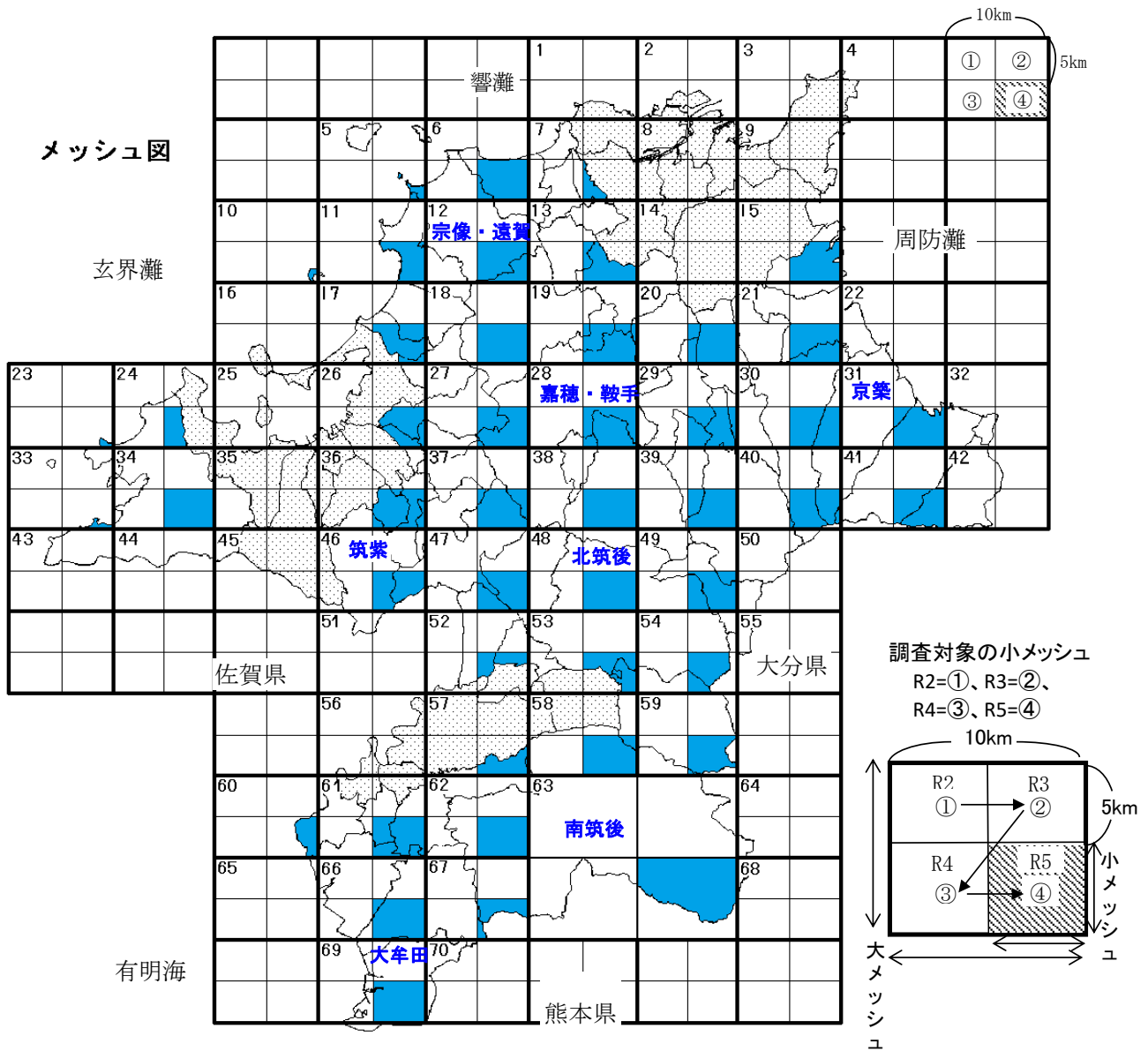
水質部会資料

諮 問 事 項

令和5年度水質測定計画の策定について

<参 考 資 料>

令和5年度 地下水概況調査対象区域（46地区（水色部分））



■ …県が実施する地下水概況調査対象区域(R5年度)

※令和5年度の調査対象は各大メッシュ中の小メッシュ④である。

調査区域：5, 6, 7, 10, 11, 12, 13, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 46, 47, 48, 49, 52, 53, 54, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 66, 67, 69
(メッシュ番号は、地図内の各番号を示す。)

▨ …水質汚濁防止法に基づく政令市(北九州市、福岡市、久留米市)所管区域

※10kmメッシュ(大メッシュ)をそれぞれ4分割(小メッシュ)し、4年で一巡するローリング方式で実施している。

(メッシュ番号63の八女市(黒木町、星野村及び矢部村)においては、人口密度を勘案し、20km×20kmで区画している。)

※そのうち、次のメッシュ番号は下記理由のため、調査対象から除外している。

海域	: 4, 16, 22, 65	北九州市区域	: 1, 2, 3, 8, 9, 14
福岡市区域	: 25, 35, 45	久留米市区域	: 56
県外	: 43, 44, 50, 51, 55, 64, 68, 70	面積過小	: 32, 42